

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

利益処分の役員賞与はダブルパンチ

Q: 当社は毎年、利益処分による役員賞与を支給していますが、やめた方がよいと聞きました。どうしてですか。

A: 利益処分による役員賞与は損金に算入されませんが、一方、受け取った役員は給与所得として所得税が課税されます。

会社は損金にならないので、その分余計に課税され、個人も税金を払うというダブルパンチとなるからです。

毎期継続して利益を計上している法人で利益処分の役員賞与を支給している場合は、この役員賞与を報酬に組み込める体制をつくることです。

そうすれば、特に過大な額や役員報酬の支給限度枠を超えない限り、損金に算入できるのです。

定期昇給の時期を事業年度の7~8カ月目にすれば、今事業年度の利益予測が可能となり、利益処分の役員賞与の予測もできます。その役員賞与は役員報酬と一本化して考えて昇給を決定し、その12分の1を1カ月分とすれば、決算対策にもなります。

利益予想のためには、毎月きちんと試算表を作成することが必要となります。

減価償却費や賞与等などの特定の時期に計上する費用は、1年分の12分の1を毎月計上すると、かなり精度の高い利益の額が把握できます。

